

## 株式の併合に関する事前開示事項

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める事前開示書類)

2019 年 7 月 24 日

カブドットコム証券株式会社

2019年7月24日

## 株式の併合に関する事前開示事項

(会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める事前開示書類)

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
カブドットコム証券株式会社  
取締役代表執行役社長 齋藤 正勝

当社は、2019年6月28日付で、取締役会において、当社の臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことを決議いたしました。

会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に掲げる事項は以下のとおりです。

### 1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

#### (1) 併合の割合

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）19,603,032株を1株に併合いたします。

#### (2) 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2019年9月2日

#### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

17株

### 2. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、19,603,032株を1株に併合するものです。当社は、下記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主を三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（以下「三菱UFJ証券ホールディングス」といいます。）及びLDF合同会社（以下「LDF」といいます。）のみとすることを目的として行われるものであること、下記「(1) 株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て三菱UFJ証券ホールディングス及びLDFの議決権の保有割合を三菱UFJ証券ホールディングス51%、LDF49%とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、並びに下記の各事項に照らして、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

#### (1) 株式併合を行う理由

当社が2019年6月14日付で公表しました「KDDIによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）の完全子会社であるLDF（以下、KDDI若しくはLDFをそれぞれ、又は、併せて「KDDIら」といいます。）は、2019年4月25日から2019年6月13日までを買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）とする当社株式並びに2016年5月19日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）、2017年5月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）及び2018年5月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、2019年6月20日の決済開始日をもって、LDFは当社株式126,503,498株（議決権所有割合（注1）：37.96%）を所有するに至りました。

（注1）「議決権所有割合」は、当社が2019年6月24日に提出した有価証券報告書（以下「当社有価証券報告書」といいます。）に記載された2019年3月31日現在の発行済株式総数（338,732,665株）から、当社有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の当社が所有する自己株式数（5,481,934株）を控除した株式数に係る議決権の数（3,332,507個）を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

当社が2019年4月24日付で公表しました「KDDI株式会社の完全子会社であるLDF合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、当社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）の制定等金融商品のコングロマリット化を促す法令改正の動きや、急速に進む少子高齢化を背景とする「貯蓄から資産形成へ」の個人金融行動の大きな流れを踏まえ、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」といいます。）のグループ内での独自性発揮とグループ内連携の強化を重要な経営戦略と据えておりました。金融グループ内の「IT武装したオンライン販売チャネル」としての独自機能を強化するとともに、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）とインターネット上での金融商品仲介業務、三菱UFJ信託銀行株式会社の信託サービスの紹介、三菱UFJ証券株式会社（現 三菱UFJ証券ホールディングス）との新規公開株式等販売に関する包括提携、三菱UFJニコス株式会社との提携カードの発行等、グループ各社との様々な提携により、当社顧客に提供するサービス、機能の補完を行ってまいりました。

そのような中、当社は、MUFGグループの証券戦略におけるネットリテールビジネスの中核会社として、国内株式市場におけるプレゼンスの向上を図るとともに、収益力の拡大・多様化に取り組んでおり、2007年6月にMUFGの連結子会社となり、2007年12月に三菱UFJ銀行の連結子会社となりました。2015年4月には「貯蓄から資産形成へ」の流れが加速する中、金融商品取引事業での顧客基盤とノウハウを有する三菱UFJ証券ホールディングスのもとで、当社の事業を展開することが、今後の長期的な成長・発展に寄与するとの判断から、MUFGグループ内におい

て、三菱UFJ銀行から三菱UFJ証券ホールディングスへ三菱UFJ銀行が保有する当社株式の一部の株式譲渡（67,600,000株）が行われ、当社は三菱UFJ証券ホールディングスの連結子会社となり、三菱UFJ証券ホールディングス傘下の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が運営するオンライントレード取引のフロントシステムを提供する等、連携を進めてまいりました。

2019年5月末現在、当社の口座数は112万口座、預かり資産は21,782億円となっております。

KDDIは、金融サービスの更なる拡充のためには証券ビジネスが不可欠な機能であると考えていたところ、KDDIと業務提携を行っていた当社について、単なる業務提携に限らず、資本関係を背景に、当社をKDDIグループの証券ビジネスの中核と位置付け、当社においてKDDIグループの顧客基盤、デジタルマーケティングリソース、ビッグデータ等を活用することにより、KDDIのネット金融ビジネスの推進力を高めるとともに、当社の企業価値のより一層の向上を図ることができるものとするに至ったとのことです。

そこで、KDDIは、当社との間で、2017年12月に本取引に関する極めて初期的な意見を交換し、その実現可能性についての検討を開始しました。その後、2018年5月頃には、本取引の想定されるスケジュールについて三菱UFJ証券ホールディングスとの間で意見を交換し、2018年7月上旬には、口頭にて三菱UFJ証券ホールディングスより、三菱UFJ証券ホールディングスが引続き当社株式の過半数を保有することを前提として本公開買付けの実施を含む本取引を進めることについて検討可能であるとの反応を得たことを機に、2018年8月上旬に当社に対して、本公開買付けの実施を含む本取引に関する書面による初期的な提案を行い、当社との間で具体的協議を開始しました。その後、2018年9月上旬より本取引の実現可能性の精査のためデュー・デリジェンスを、また、2018年10月中旬には、当社との間で事業上のシナジーに関する具体的な協議を開始し、それらの結果を踏まえ、本取引の実行について当社と協議検討を重ねてまいりました。

当社は、2017年12月に、三菱UFJ証券ホールディングス及びKDDIとの間でそれぞれ本取引に関する極めて初期的な意見交換を行いました。その後、三菱UFJ証券ホールディングスとの間で本取引に関する協議が断続的に行われ、本取引の実現可能性が徐々に高まってきたことから、2018年5月頃に、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、その助言に従い、同年6月に、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の判断に関し、適切に情報を収集した上、潜在的な利益相反を解消し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、特別委員会（当該特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(5)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る検討等を開始いたしました。

特別委員会は、当社、KDDIら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を独自に選任し、下記「(5)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、プルータスから当社の株式価値の算

定結果や KDDI との交渉方針等を含めた財務的な助言を受けるとともに、当社、KDDI ら、三菱 UFJ 証券ホールディングス及び三菱 UFJ 銀行から独立したリーガル・アドバイザーとして当社が選任した森・濱田松本法律事務所から本取引の意思決定過程・意思決定方法における留意点等を含めた法的助言を受けました。そして、特別委員会は、KDDI、三菱 UFJ 証券ホールディングス及び当社から本取引の目的、当社の事業計画、本取引後に想定される施策の内容、KDDI との提携により想定されるシナジー、本取引のメリット・デメリット、当社が 2019 年 2 月 12 日付で KDDI 及び三菱 UFJ 証券ホールディングスとの間で締結する業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）に係る契約書その他の関連資料等について情報収集を行った上、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）について、2018 年 12 月上旬頃に 1 株当たり 500 円という提案を KDDI から受領して以降、当社株式の過去の株価推移や過去の類似の公開買付け事例において付与されたプレミアムの水準、プルータスによる当社株式の株式価値に係る試算結果、プルータスや森・濱田松本法律事務所からの助言等を総合的に考慮しつつ、KDDI との間で、対面による交渉を含め、繰り返し直接交渉を重ねた結果、KDDI との間で本公開買付価格に合意するに至ったことを踏まえ、当社に対し、2019 年 2 月 12 日付で答申書（以下「2 月 12 日答申書」といいます。）を提出しております。（特別委員会の構成及び具体的な活動内容並びに 2 月 12 日答申書の概要については、下記「（5）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）

その上で、2019 年 2 月 12 日開催の当社取締役会は、2 月 12 日答申書に添付されたプルータス作成の 2019 年 2 月 8 日付当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容、並びにリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、2 月 12 日答申書の内容に基づき、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付価格を含む本取引に関する諸条件について、当社の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

ネット専門証券である当社を取り巻く環境は、投資主体者のネット主流世代への交代や「貯蓄から資産形成へ」の動きを背景に、マーケットの拡大が期待されるとともに、規制・制度環境や個人投資家の投資スタイルの変化、Fintech の進展という大きな転換期を迎えております。一方で、ネット専門証券業界においては、フィデューシャリー・デューティーに係る規制への対応等の負担が増す一方、ネット新興勢力や大手証券会社の本格的なネット参入等による競争激化により、収益への下方圧力が危惧されております。かかる環境下、特に資産形成層における顧客基盤の拡大や金融サービスの拡充による収益基盤強化、また個人投資家の投資スタイルの変化に速やかに対応することにより、競合他社との差別優位性を図ることが急務となっております。

当社は、2016 年 8 月以降、KDDI との業務提携を通じて、「au スマートパス」ユーザー向けの現物株式手数料割引プラン「au で株式割」の提供を開始する等モバイルの利便性と金融サービスを組み合わせることにより、お客さまの「貯蓄から資産形成へ」の進展に貢献してきました。

そのような中で、KDDI から 2018 年 8 月上旬頃に本件に関する初期的な提案を受けて以降、ス

スマートフォンと親和性の高いネット証券ビジネスを介して、金融サービスをさらに拡充させることで、「貯蓄から資産形成へ」の進展により一層貢献することを目的に、両社の協業により期待できるシナジーに関する具体的な協議を重ねてまいりました。

当社は、ブランド力や au 経済圏を持つ KDDI 及び経営リスク管理と金融業の知見を有する三菱 UFJ 証券ホールディングスの子会社又は関連会社となることで、これらの三社がグループ企業として三位一体となり、当社事業をネット専門証券上位の競合他社に匹敵する規模へ拡大すべく、経営資源及びノウハウの相互活用を推進するとともに、顧客基盤拡大及び商品力強化を通じて、当社の企業価値を向上させていくことができるものと考えております。

KDDI が、LDF を通じて当社の議決権保有割合を 49%まで取得することにより、KDDI の顧客基盤を利活用した送客にとどまらず、au ブランドやビッグデータを利活用し、KDDI の顧客基盤へ効率的にマーケティングを行うことが可能となります。加えて、KDDI の金融グループ会社と連携することで、当社の商品力強化につながることを期待しております。

一方、MUFG グループの傘下であることによって、MUFG グループ顧客基盤からの送客や経営管理態勢高度化に係る支援等を継続的に受けることができ、当社の業容拡大に資するものであると考えております。以上のとおり、KDDI からの提案を踏まえて慎重な検討を行った結果、当社が中長期的な視点にたって当社の企業価値を高めていくためには、本取引を実施し、KDDI 及び三菱 UFJ 証券ホールディングスとの間でより一層踏み込んだ連携を取ることが最善の選択肢であるとの結論に至りました。

また、本取引における諸条件のうち、本公開買付価格（559 円）については、下記「(4) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2019 年 2 月 12 日開催の取締役会において、2019 年 2 月 12 日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。

その後、当社は、KDDI から、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、KDDI からは、KDDI が 2019 年 2 月 12 日付で公表した「KDDI 株式会社の完全子会社である LDF 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明及び業務提携に関するお知らせ」（以下「KDDI ら予告プレスリリース」といいます。）で公表したその他の前提条件が充足されることを前提として、2019 年 4 月 25 日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けました。下記「(5) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社が 2019 年 2 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けが開始される際には、特別委員会に対して、特別委員会が 2019 年 2 月 12 日付で当社取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問してい

たことに従い、特別委員会は、2019年4月1日に、当社から本公開買付けが2019年4月25日を公開買付開始日として開始される可能性がある旨の連絡を受けたことを踏まえ、2019年2月12日以降当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、その他答申の内容に重大な影響を与える事象の有無等を確認し、2019年4月24日、当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の2019年4月24日付答申書（以下「4月24日答申書」といいます。）を提出しました。当社は、4月24日答申書の内容に基づき、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2019年4月24日現在においても2019年2月12日時点における本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと判断し、2019年4月24日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、当社株式を本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記の2019年2月12日開催の当社取締役会及び2019年4月24日開催の当社取締役会に係る決議は、それぞれ、下記「(5) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、二段階に分けて行われております。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。KDDIらは、三菱UFJ証券ホールディングスが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除く当社株式（以下「本公開買付対象株式」といいます。）の全てを取得できなかったことから、当社は、KDDIら及び三菱UFJ証券ホールディングスからの要請を受け、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしました。2019年6月28日付で、取締役会において、臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を三菱UFJ証券ホールディングス及びLDFのみとするために、当社株式19,603,032株を1株に併合する旨の本株式併合を臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、三菱UFJ証券ホールディングス及びLDF以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

KDDIらは、本公開買付けの開始時点では当社の親会社等に該当しませんでした。もっとも、KDDIらは、本公開買付け後、本公開買付けの開始時点で当社株式176,474,800株（所有割合（注2）:52.94%）を保有し当社を連結子会社としている三菱UFJ証券ホールディングスと共同して、三菱UFJ証券ホールディングス及びLDFのみを株主とする非公開化手続の実施を企図していたこと、及び、当時、当社の取締役2名（濱本晃氏、伊勢谷直樹氏）がMUFGグループの役職員を兼任しており、当社の取締役2名（芦崎武志氏、黒川修氏）がMUFGグループの出身者であったこと等に鑑み、当社及びKDDIらは、本公開買付けの公正性を担保し利益相反の可能性を排除する観点から、下記「(5) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を実施しております。なお、以下の記載のうち、KDDIらにおいて実施した措置については、KDDIらから受けた説明に基づくものです。

(注2)「所有割合」とは、当社有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の発行済株式総数(338,732,665株)に当社有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在における第3回新株予約権、第4回新株予約権、及び第5回新株予約権の目的となる当社株式数(98,500株)を加え、当社有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在当社が所有する自己株式数(5,481,934株)を控除した株式数(333,349,231株)に対する当社株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

(3) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理(端数処理)の方法に関する事項

上記「(1)株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、三菱UFJ証券ホールディングス及びLDF以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式をLDFに売却することを予定しています。この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である559円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

(4) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様が交付することが見込まれる金銭の額は、上記「(3)1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該端数(端数処理)の方法に関する事項」に記載のとおり、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である559円を乗じた金額となる予定です。本公開買付価格については、(i)上記「(1)株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社において、本公開買付けに係る手続の公正性を担保するための措置を講じるとともに、各アドバイザーからの助言や本株式価値算定書の報告を受けた上、当社、KDDIら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立した特別委員会がKDDIとの間で、対面による交渉を含め、繰り返し直接に交渉を重ねた上で合意した価格であること、(ii)特別委員会から取得した2月12日答申書において、本公開買付価格の決定に当たっては、①特別委員会が、独立した第三者算定機関であるプルータスによる恣意性のない価値算定の結果を踏まえ、プルータスから助言を得つつ、KDDIとの間で自ら交渉を重ねた結果、合意に至っており、特別委員会がKDDIとの交渉に直接的かつ主体的に関与する等の通常の同種取引よりも充実した措置がとられていると認められ、②本公開買付価格の具体的な数値は、本株式価値算定書の市場株価法における評価レンジの上限値及び配当割引モデル法(以下「DDM



法」といいます。)における評価レンジの中央値を相当程度上回り、かつ、類似事例(2015年2月から2018年11月までの間に公表された非公開化を目的とした公開買付けの過去事例)におけるプレミアム水準に照らしても十分合理的なものであり、かつ、プルータスから本フェアネス・オピニオンも取得していることから、公正な手続を経ていると思料されると評価されていること、(iii)本公開買付け価格が、本株式価値算定書に基づく算定結果のうち、市場株価法によるレンジの上限値及びDDM法のレンジの中央値を相当程度上回る価格であること、(iv)本公開買付け価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2019年2月8日の東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」といいます。)における当社株式の終値534円に対して4.68%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。)、2019年2月8日から直近1ヶ月間の終値単純平均値462円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)に対して21.00%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値425円に対して31.53%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値402円に対して39.05%のプレミアムが加算されたものであり、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等がなされた2019年1月24日の前営業日である2019年1月23日の東証一部における当社株式の終値382円に対して46.34%、並びに2019年1月23日から遡る直近1ヶ月間の終値単純平均値378円に対して47.88%、同3ヶ月間の終値単純平均値399円に対して40.10%、及び同6ヶ月間の終値単純平均値386円に対して44.82%のプレミアムが加算されたものであること、(v)下記「(5)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること等を踏まえ、当社は、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対し、適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、2019年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することの決議を行った後、2019年4月24日に至るまでに、本公開買付け価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認いたしました。

以上より、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

#### (5) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及びKDDIからは、本株式併合を含む本取引の公正性を担保する観点から、本公開買付けの開始までの間に、以下の措置を実施いたしました。

- ① KDDIにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
  - (i) 普通株式

KDDI は、本公開買付価格を決定するにあたり、KDDI ら、三菱 UFJ 証券ホールディングス、三菱 UFJ 銀行及び当社から独立した第三者算定機関として、KDDI のファイナンシャル・アドバイザーである EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EYTAS」といいます。）に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。EYTAS は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及び DDM 法の各手法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、KDDI は EYTAS から 2019 年 2 月 8 日付で株式価値算定書（以下「本 KDDI 株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、EYTAS は KDDI ら、三菱 UFJ 証券ホールディングス、三菱 UFJ 銀行及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、KDDI らは、EYTAS から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。本 KDDI 株式価値算定書によると、各手法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 378 円から 399 円
DDM 法	: 467 円から 589 円

市場株価法では、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等がなされた 2019 年 1 月 24 日の前営業日である 2019 年 1 月 23 日を算定基準日として、当社株式の東証一部における 2019 年 1 月 23 日の終値 382 円、2019 年 1 月 23 日から遡る直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 378 円、同 3 ヶ月間の終値単純平均値 399 円及び同 6 ヶ月間の終値単純平均値 386 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 378 円から 399 円までと分析しているとのことです。

DDM 法では、KDDI により検証された当社の 2019 年 3 月期から 2021 年 3 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、一定の割引率で現在価値に割引いて当社の株式価値を評価し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 467 円から 589 円までと分析しているとのことです。

KDDI は、EYTAS から取得した本 KDDI 株式価値算定書の算定結果に加え、2018 年 9 月上旬から 2019 年 1 月下旬までの期間において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社株式の市場株価の動向、当社の直近の業績等、2019 年 2 月 12 日開催の当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2018 年 12 月 10 日に当社に初回の価格提案を行って以降の特別委員会との間での継続的な協議・交渉の結果等を踏まえて、2019 年 2 月 12 日付で、本公開買付価格を 1 株当たり 559 円とすることを決定したとのことです。

その後、KDDI らは、当社の業況や本取引を取り巻く環境等に重大な変更が見られず、当社に対する 2019 年 3 月中旬から 4 月下旬までの期間における追加的なデュー・ディリジェンスの実施等を通じ、当社の企業価値に重大な影響を与える事象はないと判断し、2019 年 4 月 24

日付で、本公開買付価格を変更しないことを決定しているとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり559円は、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等がなされた2019年1月24日の前営業日である2019年1月23日の東証一部における当社株式の終値382円に対して46.34%、並びに2019年1月23日から遡る直近1ヶ月間の終値単純平均値378円に対して47.88%、同3ヶ月間の終値単純平均値399円に対して40.10%、及び同6ヶ月間の終値単純平均値386円に対して44.82%のプレミアム、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月8日の東証一部における当社株式の終値534円に対して4.68%、2019年2月8日から遡る直近1ヶ月間の終値単純平均値462円に対して21.00%、直近3ヶ月間の終値単純平均値425円に対して31.53%、直近6ヶ月間の終値単純平均値402円に対して39.05%のプレミアムを加えた金額となっております。

また、本公開買付価格である1株当たり559円は、本意見表明プレスリリースの公表日の前営業日である2019年4月23日の当社株式の東証一部における終値557円に対して0.36%のプレミアムを加えた金額となります。

(ii) 本新株予約権

本新株予約権については、当社の執行役を対象とするストック・オプションとして発行されたものであり、LDFが本新株予約権を取得したとしても、これらを行行使することができないことから、本新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しているとのことです。なお、KDDIらは、本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書も意見書（フェアネス・オピニオン）も取得していないとのことです。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の判断に関し、適切に情報を収集した上、潜在的な利益相反を解消し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、2018年6月7日、野宮拓氏（当社社外取締役、日比谷パーク法律事務所 弁護士）及び吉田康宏氏（当社社外取締役）並びに当社、KDDIら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立した外部の有識者である波光史成氏（税理士法人青山トラスト（現税理士法人レゾンパートナーズ）代表社員 公認会計士 税理士）の3名から構成される特別委員会を設置し（なお、当社は特別委員会の設置当初からこの3名を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、特別委員の報酬は固定額となっております。）、特別委員会に対し、①(a)本公開買付けにより当社株式を取得し、これを通じて当社を非公開化する取引が当社の企業価値の向上という観点から合理性を有するものといえるか、(b)公正な手続を通じた株主利益への配慮がなされているかを勘案した上で、本公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否か、及び、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと（必要に応じ、KDDIと交渉を行うことを含みます。）、並びに、②本公開買付けにより当社株式を取得し、これを通じて当社を非公開化する取引が、当社の少数株主にとって不利益なものでないか

を検討し、当社取締役会に意見を述べることを（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての意見を当社に提出することを囑託いたしました。また、当社取締役会は、特別委員会において本諮問事項に関する答申を行うに際し、諮問事項に関する助言その他の支援を特別委員会に対して行うことを目的とする当社のファイナンシャル・アドバイザーを指名することができるものとする旨を決議しております。

特別委員会は、2018年7月19日より2019年2月8日までの間に合計22回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、まず、本取引に関して当社、KDDIから、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータスを指名しました。その上で、当社から、KDDIからの本取引に係る提案書及び本業務提携契約に係る契約書のドラフト等を含む関連資料の提供を求めて検証を行うとともに、当社から、その事業内容、事業環境、直近の業績及び財務状況、経営課題、事業計画の策定過程及び内容、本取引後に想定される施策の内容、KDDIとの間で想定されるシナジー、本取引のメリット・デメリット、他社から受けた資本業務提携についての提案に係る検討状況等について情報提供を受け、これらの事項について質疑応答を行っております。また、KDDIからは、本取引の目的、本取引後に想定される施策の内容、本取引のメリット・デメリット等についての説明を受け、質疑応答を行っております。さらに、三菱UFJ証券ホールディングスからは、本取引の目的、本取引後に想定される施策の内容、本取引のメリット・デメリット等についての説明を受け、質疑応答を行っております。また、特別委員会は、プルータスから当社の株式価値算定等についての説明を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から、本取引の検討過程において利益相反を解消するために取るべき措置、特別委員会における審議の方法及び過程等について助言を受けております。その上で、特別委員会は、本公開買付価格について、プルータスから助言を得つつ、KDDIとの間で度重なる交渉（4回の対面による交渉のほか、会日間のメール等のやり取りに基づくファイナンシャル・アドバイザーを通じた交渉を含みます。）を重ねた結果、有意な譲歩を受け、本公開買付価格に合意するに至りました。

以上の経緯で、特別委員会は、2019年2月12日付で、当社取締役会に対し、本諮問事項につき、当社取締役会において本公開買付けに賛同し当社株主に対し応募を推奨することには合理性があると思料する旨、及び本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでないものと思料する旨を答申内容とする答申書を提出するとともに、かかる答申書は、当社取締役会において本公開買付けに賛同し当社株主に対し応募を推奨する旨の決議をすることも当社の少数株主にとって不利益なものでないという趣旨を含むものである旨を確認しております。特別委員会の答申の理由の概要は、以下のとおりです。

（i）本取引の目的は、従来からの当社の強みであるIT技術力・ノウハウ等を活かし、Fintech技術等の最先端技術を活用した経営を継続しつつ、KDDIとの関係強化を通じて、小口・中間層の顧客の取込みや商品ラインナップの強化を図ることで、競合するネット証券他社への差別優位性を強化するというものであり、それ自体合理性を有すること、（ii）想定される本取引の効果についても、KDDIの幅広い顧客基盤からの送客や知名度の高い「au」ブランドの使用許可等を受けることにより小口・中間層の顧客の取り込みや商品力の強化を図ることができ、また、本取引により非公開化することで短期的な収益変動のリスクにとらわれな

い、中長期的な視点に立った経営判断を柔軟かつ迅速に行うことが可能となるという点において合理性が認められること、(iii) 上場廃止や商号変更による大口顧客との取引への悪影響は軽微と考えられること、本業務提携契約には当社の既存の事業活動へ制約を課す規定は特段存在しないこと等から、想定される本取引のデメリットは重大ではないと評価し得ること、(iv) 現在の KDDI との間の業務提携関係の枠組みを維持する選択肢や特別委員会が検討した他社との資本業務提携と比較して、実現可能性や内容面等において、本取引の方が優位な手段であると合理的に見込まれること等からすると、本取引が当社の企業価値向上に資するとの当社の判断の過程及び内容に不合理な点は認められず、本取引は当社の企業価値を向上させると合理的に見込むことができるものと思料する。

また、当社においては、本取引の決定における手続として、(i) 本公開買付価格の決定に当たっては、①特別委員会が、独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるプルータスによる恣意性のない価値算定の結果を踏まえ、プルータスから助言を得つつ、KDDI との間で、対面による交渉を含め、繰り返し直接交渉を重ねた結果、合意に至っており、特別委員会が KDDI との交渉に直接的かつ主体的に関与する等、通常と同種取引よりも充実した措置がとられていると認められること、②本公開買付価格は、本株式価値算定書の市場株価法におけるレンジの上限値及び DDM 法によるレンジの中央値を相当程度上回り、かつ、類似事例（非公開化を目的とした公開買付け）におけるプレミアム水準と比して十分合理的なものであり、かつ、プルータスからフェアネス・オピニオンも取得していることから、公正な手続を経ておりと思料され、また、(ii) ①当社及び特別委員会が、当社、KDDI ら、三菱 UFJ 証券ホールディングス及び三菱 UFJ 銀行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から法的助言を受けていること、②当社において、下記「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の承認が行われる予定であること、③下記「⑥他の買付者からの買付機会を確保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の期間について、比較的長期の本公開買付期間とすることが予定されていること、④三菱 UFJ 証券ホールディングス及び KDDI は、本公開買付け後に予定されている三菱 UFJ 証券ホールディングス及び LDF の間の当社株式の譲渡を、本公開買付価格と同額で行うことを予定していること、⑤LDF が本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に想定される本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった当社株主に対しても本公開買付けに応募した場合と同一の価格が保証される予定であり、当該当社株主は、当社に対し、その有する当社株式を公正な価格で買い取ることを請求することができること、その他の株主利益に配慮した公正な手続が履践されていることからすると、本公開買付価格の決定を含む本取引に関する意思決定においては、公正な手続を通じた株主利益への配慮がなされているものと思料する。

その後、当社は、KDDI らから、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、KDDI ら予告プレスリリースで公表したその他の前提条件が充足されることを前提として、2019年4月25日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けました。当社が2019年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けが開始される際には、特別委員会に対して、特別委員会が2019年2月12日付で当社取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合には

その旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問していたことに従い、特別委員会は、2019年4月1日に、当社から本公開買付けが4月25日を公開買付開始日として開始される可能性がある旨の連絡を受けたことを踏まえ、2019年2月12日以降当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、その他答申の内容に重大な影響を与える事象の有無等を確認し、4月24日開催の当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の4月24日答申書を提出しました。なお、特別委員会は、4月24日答申書において、2019年4月24日時点においても、当社取締役会において本公開買付けに賛同し当社株主に対し応募を推奨することには合理性があると思料され、また、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料されることから、当社取締役会において本公開買付けに賛同し当社株主に対し応募を推奨する旨の決議をすることも当社の少数株主にとって不利益なものでないものと思料する旨の意見を述べております。

### ③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書・意見書の取得

特別委員会は、当社、KDDIら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーとしてプルータスを指名し、プルータスから、本取引に関する助言を受けるとともに、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2019年2月8日付で本株式価値算定書を取得しております。なお、プルータスは、当社、KDDIら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

プルータスは、当社の事業の現状、将来の事業計画等の情報の開示を受けるとともに、それらに関する質疑応答を行った上、それらの情報等を踏まえて当社株式の株式価値を算定しております。また、特別委員会は、プルータスから本フェアネス・オピニオンを2019年2月8日付で取得しております。

プルータスは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式について市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDDM法を用いて、当社株式の1株当たり株式価値の算定を実施しています。なお、類似会社比較法については、当社との事業内容や収益性の類似性における制約に鑑み、最終的な評価手法としては採用しておりません。上記手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 378円から399円
DDM法	: 389円から572円

市場株価法では、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等が2019年1月24日になされたことによる株価への影響を排除するため、その前営業日である2019年1月23日を算定基準日として、東証一部における当社株式の基準日終値382円、2019年1月23日から遡る直近1ヶ月間の終値単純平均値378円、同3ヶ月間の終値単純平均値399円及び同6ヶ月間の終値

単純平均値 386 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 378 円から 399 円までと分析しております。

DDM 法では、当社が作成した当社の事業計画（2019 年 3 月期から 2021 年 3 月期までの 3 年間）を前提として、当社が 2019 年 3 月期第 4 四半期以降において創出すると見込まれる株主に帰属するキャッシュ・フローを、株主資本コストに基づく割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を、389 円から 572 円と算定しております。

なお、上記 DDM 法による算定の基礎となった当社の事業計画については、デジタルマーケティングによる稼働率向上、システム外販を含む B2B ビジネスの進展により、当期純利益は 2019 年 3 月期は 5,700 百万円、2020 年 3 月期は 6,400 百万円、2021 年 3 月期は 8,600 百万円まで増加することを見込んでおります。また、当該の財務予測の作成に際しては、本取引実行後の諸施策により実現が期待される効果は含まれておりません。

本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格に関しては、当社は第三者算定機関から算定書も意見書（フェアネス・オピニオン）も取得しておりません。

#### ④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保するため、当社、KDDI ら、三菱 UFJ 証券ホールディングス及び三菱 UFJ 銀行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について、法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社、KDDI ら、三菱 UFJ 証券ホールディングス及び三菱 UFJ 銀行の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

#### ⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社取締役会は、上記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、プルータス作成の本株式価値算定書の内容及び森・濱田松本法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、2 月 12 日答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付け価格を含む本取引に関する諸条件について、当社の企業価値向上及び当社の株主利益の最大化の観点から慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、(i) 本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値の向上が見込まれるとともに、(ii) 本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2019 年 2 月 12 日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、当社株式を本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権 1 個当たり

の買付け等の価格が1円とされていることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

また、上記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社は、KDDI さんから、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、KDDI ら予告プレスリリースで公表したその他の前提条件が充足されることを前提として、2019年4月25日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けました。当社が2019年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けが開始される際には、特別委員会に対して、特別委員会が2019年2月12日付で当社取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問していたことに従い、特別委員会は、上記「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2019年4月1日に、当社から本公開買付けが4月25日を公開買付開始日として開始される可能性がある旨の連絡を受けたことを踏まえ、2019年2月12日以降当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、その他答申の内容に重大な影響を与える事象の有無等を確認し、2019年4月24日、当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の4月24日答申書を提出しました。当社は、4月24日答申書の内容に基づき、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2019年4月24日現在においても、2019年2月12日時点における本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと判断し、2019年4月24日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、当社株式を本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

上記2019年2月12日開催の当社取締役会及び2019年4月24日開催の当社取締役会においては、当社の取締役7名のうち、濱本晃氏はMUFG及び三菱UFJ銀行の役職員を兼務しており、伊勢谷直樹氏はMUFG及び三菱UFJ証券ホールディングスの役職員を兼務しており、また、黒川修氏はMUFG、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行の出身者であり、芦崎武志氏は三菱UFJ銀行の出身者であるため、利益相反の可能性を排除する観点から、まず、(i) 芦崎武志氏、黒川修氏、濱本晃氏及び伊勢谷直樹氏を除く3名の取締役において審議の上、その全員一致により上記の決議を行い、さらに、当社取締役会の定足数を確保する観点から、(ii) 当社社外取締役である芦崎武志氏を含む4名の取締役において改めて審議の上、全員一致により上記の決議を行うという二段階の手続を経ております。

なお、利益相反防止の観点から、当社の取締役のうち、黒川修氏、濱本晃氏及び伊勢谷直樹氏は、上記2019年2月12日開催の当社取締役会及び2019年4月24日開催の当社取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、上記3名及び芦崎武志氏は、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

LDFは、本公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、



比較的長期間である 30 営業日としております。本公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、LDF 以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、本公開買付価格の適正性も担保することを企図したとのことです。さらに、KDDI らと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記本公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮したとのことです。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「2. 会社法第 180 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、LDF は、2019 年 4 月 25 日から 2019 年 6 月 13 日までを本公開買付期間とする本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である 2019 年 6 月 20 日をもって、LDF は当社株式 126,503,498 株(議決権所有割合:37.96%)を所有するに至りました。

以 上